

青森県信用保証協会理事及び 監事の退職手当に関する規則

第1条 青森県信用保証協会の理事及び監事(以下「役員」という。)が退職又は死亡したときは、この規則の定めるところにより退職手当を支給する。

第2条 常勤役員の退職手当の額は退職又は死亡した日における給料月額に常勤役員として在職した月数を乗じて得た額に次表の区分に応ずる割合を乗じて得た額とする。

区 分	割 合
会 長	100 分の 42
専務理事	100 分の 35
常務理事	100 分の 30
常勤理事	100 分の 30
常勤監事	100 分の 28

2 前項の退職手当の額の基礎となる在職月数の計算は常勤役員となった日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までとする。ただし、月の中途において常勤役員となり、また退職したときは、その月における在職日数が15日未満の場合はその月の在職月数として計算しない。